○大府市地域活動支援センター運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の障がい者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第4条第1項に規定する障害者をいう。)及び障がい児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児をいう。)(以下これらを「障がい者等」という。)に対し、障害者総合支援法第77条第1項第9号の規定に基づき、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施する大府市地域活動支援センター運営事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大府市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を社会 福祉法人等に委託することができる。

(実施施設)

- 第3条 事業を実施する施設は、大府市又は前条ただし書の規定により委託した社会福祉法人等が設置する地域活動支援センター(以下「支援センター」という。)とする。
- 2 支援センターの設備及び運営については、この要綱に定めるもののほか、障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)に定める基準を 満たしていなければならない。
- 3 支援センターの名称は、地域活動支援センターおおぶとする。 (対象者)
- 第4条 事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当 する者とする。
 - (1) 障がい者等
 - (2) 発達障がい者、発達障がい児及び発達障がいの疑いのある者
 - (3) その他市長が特に必要と認める者

(事業の内容等)

- 第5条 支援センターの事業の類型は、地域活動支援センターⅡ型とする。
- 2 事業の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供
 - (2) 社会との交流の促進
 - (3) 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスの提供
 - (4) 日常生活に係る情報の提供
 - (5) その他市長が必要と認める事業

(利用人員)

第6条 事業の利用人員は、1日当たりおおむね15名以上とする。

(事業の実施)

- 第7条 事業は、支援センターにおいて実施するものとする。
- 2 市長は、事業の実施に当たり、支援センターと協議のうえ、年間の事業計画を定めるとともに、支援センターは、月間の事業計画を定め、第5条第2項に規定する事業を計画的に実施するものとする。
- 3 支援センターは、事業を実施するに当たり、常に併設する施設等との連携を密にしなければならない。

(職員の配置)

- 第8条 支援センターは、事業を実施するため、次に掲げる職員を配置するとともに、 管理責任者を設置しなければならない。
 - (1) 精神保健福祉士等 1名
 - (2) 指導員 2名以上
- 2 前項各号に掲げる職員のうち、1名は専任者とし、かつ、1名以上は常勤者でなければならない。

(職員の責務)

- 第9条 支援センターの職員は、事業を利用する者及びその者が属する世帯のプライバシーの保護に配慮するものとし、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 支援センターの職員は、各種研修会、異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、個別サービス計画の策定、生活上困難な状況に置かれている対象者の相談に応じることに関する技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

(経理)

第10条 支援センターは、事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。

(申請)

第11条 支援センターを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、大府市地域活動支援センター運営事業利用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第12条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに、その適否を決定し、大府市地域活動支援センター運営事業利用決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第13条 事業に要する費用の負担は、無料とする。ただし、事業の実施のために必要な食材料費等のうち、直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者が負担することが適当であると認められる費用については、当該利用者に対し支払を求めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。